

株式会社ラウンドワンジャパンと 健康増進に関する連携協定を締結します

堺市では、株式会社ラウンドワンジャパンと、幅広い層の方へ健康増進に取り組んでいただく機会と交流の機会を増やし、市民のより一層の健康的な生活の実現を目的に、同社と「堺市民の健康増進及び笑顔と交流の創出に関する連携協定」を締結する運びとなりました。

締結後は、ラウンドワンスタジアム堺駅前店において、血圧計等の設置や、本市の保健専門職による血圧測定などを定期的に行う予定です。

なお、同社が地方自治体と健康増進を目的とした連携協定を締結することは全国初となります。

1 協定締結式

日 時： 令和6年5月21日（火）午後4時30分～午後4時50分

場 所： 堺市役所 本館4階 秘書課応接室

出席者： 株式会社ラウンドワンジャパン

代表取締役社長

執行役員 運営統括副本部長

運営部運営推進室室長
サステナビリティ推進チームリーダー

運営部 第5運営室第2エリア
エリアマネージャー

堺市

市長

川口 英嗣（かわぐち ひでつぐ）様

柳田 倫孝（やなぎだ みちたか）様

山崎 俊知（やまさき としのり）様

三尾 直輝（みお なおき）様

永藤 英機

2 協定の主な内容

堺市と株式会社ラウンドワンジャパンが相互に連携及び協力を行い、市民の健康を増進し、笑顔と交流を創出する取組を通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とし、次の事項の広報、周知、啓発等に取り組む。

- (1) 生活習慣病対策に関すること
- (2) 歯と口の健康に関すること
- (3) 食育に関すること
- (4) 身体活動・運動に関すること
- (5) がん検診に関すること
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

3 今後の取組予定

	開催時期	主な内容
健康チェックブース	7月、9月、11月、1月	・館内に血圧計や握力計等を設置
健康チェック会	6月、10月、2月	・本市保健師等による血圧測定や体力測定などを実施 ・参加者には、スポッチャの無料体験や、スポッチャを安価で利用できるクーポンを配付 ・事前予約制

開催日や予約方法等の詳細は、決まり次第以下のホームページでお知らせします。

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/event_kouza/kenkoucheck.html



問い合わせ先	担 当 課：健康福祉局 健康部 健康推進課 電 話：072-222-9936 ファックス：072-228-7943
--------	---

堺市民の健康増進及び笑顔と交流の創出に関する連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、堺市民（以下「市民」という。）の健康を増進し、笑顔と交流を創出する取組を相互に連携・協力して進めるため、堺市健康増進に関する連携協定実施要領に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市民の健康を増進し、笑顔と交流を創出する取組を通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力しつつ、次の事項の広報、周知、啓発等に取り組むものとする。

- (1) 生活習慣病対策に関すること
- (2) 歯と口の健康に関すること
- (3) 食育に関すること
- (4) 身体活動・運動に関すること
- (5) がん検診に関すること
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得た上で、商品パッケージ、広告等に「堺市民の健康増進、笑顔と交流の創出に関する連携協定」を締結した企業である旨を表示することができる。

（取組状況の報告）

第3条 乙は、当該年度（毎年4月から3月）の取組状況を、翌年度の4月末までに、別に定める報告書により報告するものとする。

（個別の協議）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項について、次によりその円滑な推進に努めるものとする。

- (1) 連携・協力の協議は、様々な機会を活用して行うものとする。
- (2) この協定に基づき検討した個別の取組について、連携協力して実施することに合意し必要があると判断した場合は、覚書の締結等、別途必要な措置を行うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも満了の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た秘密及び個人情報について、当該秘密及び個人情報を提供した相手方の事前の承諾なしに、第三者に提供もしくは漏えいし、または第1条の目的外に使用してはならない。

(協定の見直し及び解除)

第7条 甲または乙が、この協定の変更または解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、この協定の変更または解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項または協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長

乙 大阪府中央区難波5丁目1番60号なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長